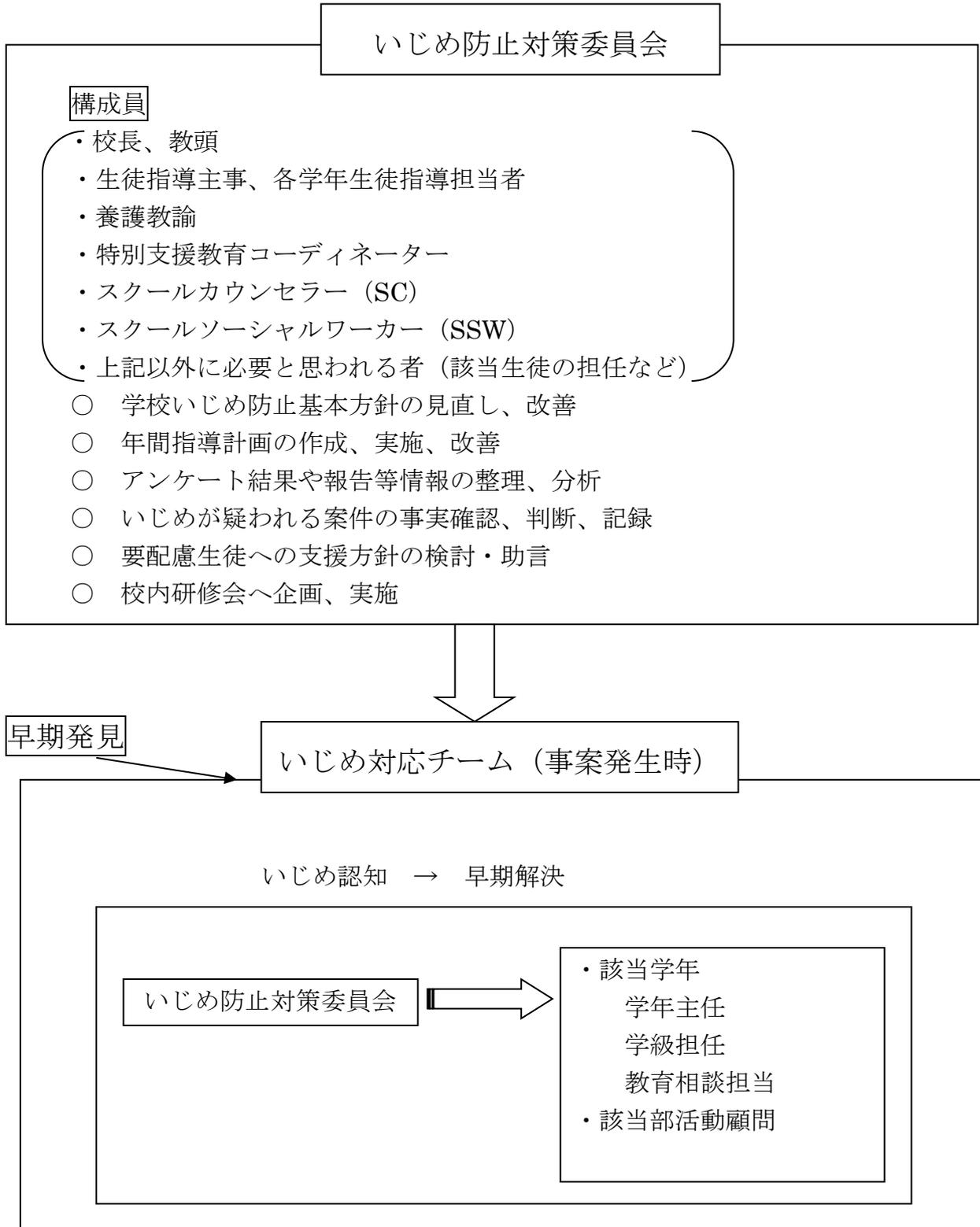


## 日常の指導体制



- いじめをうけた生徒に対しては、共感的対応に努め、状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った生徒に対しても、継続的な指導及び支援を行い、再発防止に向けた指導・援助を行う。
- いじめが、暴行・傷害等の犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じると判断した場合は、「川俣町いじめ防止等に関する基本方針」により直ちに警察に通報して、いじめをうけた生徒の保護に当たる。